全国民生委員児童委員連合会

平成 25 年度事業報告

平成 25 年度は民生委員・児童委員の一斉改選が行なわれた。改選時点での定員に対する委嘱率(充足率)は97.1%と、前回改選時よりも低下することとなった。

住民が有する生活課題の多様化・深刻化のなか、民生委員・児童委員活動に対する期待 の高まりの一方、活動の多様化等に伴い委員活動上の負担が高じており、今回の改選に際 しても委員の「なり手不足」が大きな課題となった。

こうした状況のなか、平成 25 年度においては、各部会での取り組みを中心に、民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備に積極的に取り組んだ。とくに安心して活動を行なうことができるよう、その実現をめざしてきた保険制度については、平成 26 年度から保険料に対する国庫補助が実現し、平成 26 年 4 月からの補償開始を決定した。

I. 全体状況

1. 新たな生活困窮者自立支援制度創設への対応

~参議院厚生労働委員会での本会会長の意見陳述と衆参両院での附帯決議~

- ・ 経済的困窮や社会的孤立等、増加する生活困窮者への支援のために、国は新たに 生活困窮者自立支援法を成立させたが、その過程の平成25年6月21日、参議院厚 生労働委員会に本会会長が出席、委員活動の実践を踏まえ、新たな支援制度の必要 性等について意見陳述を行なった。
- ・ 意見陳述においては、民生委員がその力を発揮できるよう、自治体からの個人情報の提供や委員研修の充実等、委員活動の環境改善についても要望を行なった。
- ・ この結果、衆参両院の厚生労働委員会での法案採決時の附帯決議において、それ ぞれ「民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備をさらに進めるべきこと」が盛 り込まれた。

2. 民生委員・児童委員の活動環境の改善に向けた取り組み

(1) 厚生労働省「民生委員・児童委員の活動環境整備に関する検討会」への参画

- ・ 民生委員・児童委員に対する期待の高まりとともに、その負担が拡大していることを受け、民生委員・児童委員が今後ともその力を発揮できるよう、活動環境整備の方策を検討すべく、平成25年10月、厚生労働省地域福祉課長の下に標記検討会が設置された(5回の検討会を開催)。
- ・ この検討会には、本会評議員 2 名が委員参画し、委員活動の範囲、行政や社協等 関係機関との連携、委員研修をはじめ、課題別に委員活動の実践を踏まえた要望や 提案を重ね、平成 26 年 4 月に取りまとめられた報告書に多くが反映するところと なった。

(2)「民生委員・児童委員活動保険」の創設

- ・ 委員が安心して活動できる環境整備の一環として、活動中の万が一の事故や自然 災害等による負傷等に備えた保険制度の創設が望まれてきた。そこで、総務部会等 で検討を行ない、全社協の「福祉の保険」の枠組みを活用し、委員活動の実際に即 した新たな保険制度創設への準備を進めた。
- ・ 課題であった保険料財源の確保については、厚生労働省の理解、協力により、平成 26 年度より保険料の 2 分の 1 について国庫補助(約8,700 万円)が実現した。
- ・ これを受け、互助共励事業会費からの負担と合わせ、平成 26 年度から保険制度を創設することを平成 26 年 2 月の評議員会、互助共励事業運営委員会で決定した。

3. 災害時要援護者支援体制強化への対応

(1) 災害対策基本法改正等への対応

- ・ 国は、大規模災害に備え、地域における災害時要援護者支援体制の強化等をめざし、平成25年6月、災害対策基本法を改正し、市町村長に「避難行動要支援者」の名簿作成を義務づけるとともに、民生委員を「避難支援等関係者」と位置づけ、この名簿の提供先と明示し、地域での体制整備への協力を求めるところとなった。
- ・ この名簿は、各地の民児協が作成を進めてきた災害時要援護者台帳と共通する部分が多く、高齢者とともに障がい者世帯の情報も掲載されている等、自治体からの個人情報の提供がなされないとする課題の改善に資するものと考えられる。
- ・ 一方、災害時には、委員本人および家族の安全確保が最優先であることについて、 本会として内閣府の検討会の場等を通じ、国に強く指摘し、25年8月に示された内 閣府の「取組指針」においては、この点が明示されるところとなった。

(2)「活動指針(改訂第2版)」および『災害に備える委員活動ハンドブック』の発行

- ・ 本会では、前年度、民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動を考える際の留意点や具体的な取り組み等を「災害時要援護者支援活動に関する指針」として取りまとめ、25年4月に全国の民児協に配布したが、前記の災害対策基本法改正等の動向を踏まえるとともに、要援護者の自助努力、地域での互助の取り組み促進等を加筆し「改訂第2版」を発行、全国の民児協へ配布を行なった。
- ・ また、この「活動指針(改訂第2版)」の要点をまとめた『災害に備える民生委員・児童委員活動ハンドブック』を作成、全国すべての委員に配布を行なった。

4. 一斉改選への対応

(1)情報提供、関係資料発行を通じた支援

- ・ 平成 25 年 12 月の一斉改選に備え、民児協内での計画的な準備作業、新旧委員間での円滑な引き継ぎのための留意点や工夫、新任委員への支援の取り組み等について、『ひろば』、『View』の特集をはじめ、継続的に情報提供を行なった。
- ・ また、『新任民生委員・児童委員の活動の手引き』発行をはじめ、本年度版の『民 生委員・児童委員必携第 58 集』においては、新任委員の参考となるよう、分野別 の福祉制度や関係機関の紹介を内容とする等、関係資料の作成・配布も行なった。

(2) 都道府県・指定都市における委員選任の年齢要件等の把握

5. 東日本大震災被災地への支援

(1) 被災地民児協活動支援のための助成金の送金(第2年次)

- ・ 厳しい状況下にあって活動を続ける被災地民児協活動支援のため、前年度実施した全国の委員による拠金を財源に、第2年次分の助成金として総額6,789万6千円を東北3県1市および茨城県内民児協に送金した。
- ・ 被災地民児協においては、民生委員・児童委員の精神的負担が高じていることから、この助成金を活用したメンタルヘルス事業等も実施されている。

(2) 被災地民児協支援会議の開催、国への支援要望、全国への情報提供等

- ・ 被災地における委員活動、民児協活動上の課題を本会および厚生労働省が共有し、 継続的な支援につなげていくために、平成25年10月30日、福島県いわき市にお いて本年度の支援会議を開催した。
- ・ 本会として、被災地民児協活動への継続的な財政支援とともに、被災地で活動する委員の重要なパートナーとなっている社協の生活支援相談員の継続配置のための 予算確保等について、厚生労働省への要望を行なった。
- ・ また、全国の関係者に被災地やそこで活動する委員の状況を適切に情報提供する ため、『ひろば』やホームページ上での関係記事の継続掲載、さらに全国民生委員児 童委員大会(千葉大会)での特別集会設定(参加者 700 名余)等を行なった。

6. 地方分権改革一括法による民生委員法一部改正への対応

- ・ 平成 25 年 6 月、地方分権改革一括法の成立に伴い、民生委員法も一部改正され、 委員の配置基準が参酌基準化されるとともに、市町村の民生委員推薦会の構成等に ついて自治体の判断に委ねられることとなった。
- ・ 本会として、とくに市町村推薦会の委員構成は委員選任の公正性の観点からも重要である旨を指摘、これを受け、厚生労働省は新たに課長通知を発出、委員の構成が特定の分野に偏ることのないよう明記された。

7. 第82回全国民生委員児童委員大会(千葉大会)の開催

- ・ 平成 25 年 10 月 10 日・11 日の両日、千葉県千葉市の「幕張メッセ」を主会場に、 全国から 3,796 名の参加者を得て開催した。
- ・ 活動交流集会においては、東日本大震災の被災地の状況やそこでの委員活動について、参加者を通じて全国の委員に伝えるべく、特別集会を設定した(再掲)。

Ⅱ 分野別・課題別の取り組み、委員活動支援

(1)「災害救援活動支援金制度」の改正

(2) 一斉改選に伴う永年勤続退任民生委員・児童委員表彰

・ 全国1万634名の退任委員に対し、在任15年の永年勤続表彰を実施した。

(3)「民生委員・児童委員の活動しやすい環境整備に関する検討小委員会」での検討

- ・ 前記の厚生労働省の検討会の動向も踏まえつつ、委員の活動環境改善に向けた具体的な論点整理のために、部会に標記小委員会を設置し、検討を進めた。
- ・ 検討内容をもとに、民生委員・児童委員活動をめぐる課題を 10 項目に区分し、 それぞれ「現状と課題」「今後への取り組み」を整理し、報告書を取りまとめた。

(4) 新たな「児童委員活動強化推進方策・行動宣言」の策定

- ・ 部会での検討を踏まえ、平成25年12月を始期とする新たな「推進方策・行動宣言」を平成25年9月の評議員会にて決定した。
- ・ 新たな「推進方策」においては、従前からの児童虐待防止に加え、とくに地域に おける児童健全育成活動を進めることを重視し、「わがまちならではの取り組み」を 進めていくことを呼びかけている。

(5) 東日本大震災被災地における主任児童委員活動についての調査等の実施

・ 東日本大震災の被災地における子どもや子育て家庭が直面したニーズ変化を把握するとともに、大規模災害時における主任児童委員活動のあり方を考えるうえでの参考とすべく、被災地の主任児童委員約千名へのアンケート、および現地でのヒアリングを実施した。

(6) 研修体系およびモデルプログラムの普及促進

- ・ 特別委員会での検討を踏まえ、委員としての経験年数や民児協内での役職に応じた研修体系および研修ごとのモデルプログラムを取りまとめ、全国の民児協関係者に提示した。本年度においては、その普及促進を図るために、演習において活用できる「ワークブック」および「事例集」を作成し、全国の民児協に配布した。
- ・ 本会が提示したこの研修体系およびモデルプログラムについては、厚生労働省から都道府県・指定都市・中核市行政宛の通知において、その活用を図るべきことが記された(平成26年1月10日付課長通知)。

(7) ホームページのリニューアル公開

(8) 民生委員・児童委員における人権課題に関する啓発の推進